平成２１年（フ）第５８０号
宮崎県児湯郡都農町大字川北18112番地１
債務者　上原　弘子
１　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５８２号
宮崎県児湯郡都農町大字川北18619番地４
債務者　甲斐　千恵
１　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５９９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田3158番地　持田団地町営住宅中耐20号室
債務者　井高　和滿
１　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６６２号
宮崎市村角町北原2242番地２
債務者　石川みどり
１　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６９号
宮崎県串間市大字西方7314番地　本町かんな団地305、住民票上の住所宮崎県串間市大字西方7314番地
債務者　薗田　摩莉
１　決定年月日時　平成21年12月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第７２号
宮崎県日南市大字楠原２番地３　岩切幸隆方、住民票上の住所宮崎市恒久３丁目９番地10
債務者　嶋田紀美子
１　決定年月日時　平成21年12月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第２５２号
宮崎県都城市妻ケ丘町２街区16号　第３コウヨウビル205号
債務者　河野　正次
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２５３号
宮崎県都城市妻ケ丘町２街区16号　第３コウヨウビル205号
債務者　河野　小波
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２６２号
宮崎県西諸県郡野尻町大字紙屋4060番地
債務者　塩畑　洋一
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２６３号
宮崎県西諸県郡野尻町大字紙屋4060番地
債務者　塩畑　美香
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２６５号
宮崎県小林市大字細野4472番地１　細野西団地53―１―７、住民票上の住所宮崎県小林市大字細野4472番地１
債務者　田中　　正
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２６６号
宮崎県小林市大字細野4472番地１　細野西団地53―１―７、住民票上の住所宮崎県小林市大字細野4472番地１
債務者　田中　祐子
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１２３号
長野県諏訪郡下諏訪町4093番地の８
債務者　藤森まゆみ
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１２５号
長野県諏訪郡富士見町境4326番地、前住所神奈川県茅ヶ崎市東海岸北４丁目15番11号　ゆうやけセゾンⅡ107
債務者　岩本　雅充
１　決定年月日時　平成21年12月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１２８号
長野県岡谷市御倉町２番28号
債務者　小口　健治
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１３３号
長野県諏訪郡原村6451番地６
債務者　服部由美子
１　決定年月日時　平成21年12月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２０年（フ）第３９５０号
名古屋市天白区山根町232番地　山根台第１住宅Ｂ棟40号
債務者　橋本眞利子
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４２０号
名古屋市中村区中村町字加藤屋敷10番地
債務者　鈴木　浩和
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部